

千葉県報

号外
令和6年10月23日

主要目次

告示	一
○ 疑似患者の発生	一
○ 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限	一
○ 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限	一

告

示

千葉県告示第四百九十九号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生の届出があった。

令和六年十月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生日月
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約三八、〇〇〇	香取市新里	令和六年十月二十三日

千葉県告示第四百九十九号の三

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和六年十月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
香取市の一部（新里、仁良、山倉、桐谷、鳩山及び大角）		当分の間

令和6年10月23日（水曜日）

千葉県告示第四百九十九号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和六年十月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
一 旭市の一部（鎌数、新町、清和甲、川口、琴田、萬歳及び鵜木）		当分の間
二 匝瑳市の一部（大堀、飯高、入山崎、山桑、生尾、宮本、金原、安久山、長岡、米持、南神崎、南山崎、八辺、椿、松山、飯塚、春海、小高、八日市場口、八日市場ハ、内山、大浦、公崎、片子、堀ノ内及び大寺）		
三 香取市の一部（阿玉台、木内、南原地新田、八本、苧毛、八日市場、古内、北原地新田、入会地、分郷、布野、沢、羽根川、新々田、川頭、下飯田、上小堀、九美上、竹之内、野田、油田、西田部、本郷、山川、府馬、荒北、多田、大根、志高、岡飯田、川上、織幡、和泉、小見、増田、下小野、白井、虫幡、米野井、貝塚、高野、五郷内、阿玉川、岩部、久保、小川、田部、長岡、神生、高萩、富田、下小堀及び木内虫幡上小堀入会地大平）		
四 香取郡多古町の一部（南和田、本三倉、御所台、西古内、谷三倉、坂、方田、川島、南借当、南玉造、次浦、大門、北中、出沼、東松崎、西古内大門入会地及び本三倉谷三倉入会地）		
五 香取郡東庄町の一部（小座、東和田、大久保、高部、平山、八重穂、小貝野、窪野谷、神田、舟戸、笹川い及び大友）		

購読料

本号

一部

六四

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三(二二三)二六五八